

入札参加停止措置の概要

商号又は名称	大成建設（株）							
所在地	東京都新宿区西新宿一丁目25番1号							
認定番号	00-000300							
入札参加停止期間	令和6年8月2日 から 令和6年10月1日まで（2か月）							
事実概要	<p>共同企業体（構成員：株式会社大成建設、佐藤工業株式会社、株式会社銭高組）で施工中の「中央新幹線南アルプストンネル新設（山梨工区）」において、代表構成である株式会社大成建設の使用人が労働安全衛生法違反で略式起訴され、令和6年3月26日付けで鯉沢簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。</p> <p>このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められる。</p>							
理由	<p>長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領別表第2第11号（不正又は不誠実な行為）に該当し、建設工事の契約の相手方として不相当であると認められるため。</p>							
備考	<p>【別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>措置要件</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不正又は不誠実な行為</td> <td>11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき</td> </tr> <tr> <td></td> <td>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</td> </tr> </tbody> </table>		措置要件	期間	不正又は不誠実な行為	11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき		当該認定をした日から 1か月以上9か月以内
措置要件	期間							
不正又は不誠実な行為	11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき							
	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内							